

休眠預金等活用法について

1. 休眠預金等活用法とは

正式には「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」といいますが、10年以上入出金等の「異動」がない預金を休眠預金としており、この預金に該当した場合に預金保険機構に預金に移され、公益目的事業に活用されることとなりました。

この法律では2018年1月以降、9年間ご利用がない口座が10年を超えてなおご利用がない場合の預金を移管する（預金を移す）こととなります。

この機会にご使用になっていないお手元の通帳・証書がないかご確認いただき、通帳・証書の記入または所定の手続で払戻しを窓口までお申し出ください。

2. 対象となる預金等

2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）で下記に掲げる種類の預金等。ただし、非課税貯蓄申告（マル優）の適用を受けている預金は除きます。

預金種別	当座預金
	総合口座、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金
	通知預金
	定期預金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型 スーパー定期預金)、自由金利型定期預金（大口定期預金）、変動金利型定期預金、利息分割受取型自由金利定期預金(M型) 自由満期型定期預金
	自動積立式定期預金、定期積金(スーパー積金)
	非居住者円預金

3. 休眠預金等活用法に係る異動事由について

当行では、預金種別ごとの以下に掲げる事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。

当座預金	
1	引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
2	手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
3	預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます）の対象となっている場合に限り） ①公告の対象となる預金であるかの該当性 ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受ける住所地
4	預金者等から残高の確認があったこと（ただし当行が預金者等から残高照会があったことを把握できる場合に限り）
5	預金者等からの申し出にもとづく顧客情報の変更があったこと（ただし当行が把握できる場合に限り）

総合口座	
1	引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
2	手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
3	預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます）の対象となっている場合に限り） ①公告の対象となる預金であるかの該当性 ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受ける住所地
4	預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（通帳に記載すべき取引が無い場合を除きます）
5	中京総合口座規定にもとづく他の預金について上記1～4に掲げるいずれかの事由が生じたこと

普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、自動積立式定期預金、定期積金(スーパー積金)、非居住者円預金	
1	引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
2	手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
3	預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます）の対象となっている場合に限り） ①公告の対象となる預金であるかの該当性 ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受ける住所地
4	預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（通帳に記載すべき取引が無い場合を除きます）
5	預金者等から残高の確認があったこと（ただし当行が預金者等から残高照会があったことを把握できる場合に限り）
6	預金者等からの申し出にもとづく顧客情報の変更があったこと（ただし当行が把握できる場合に限り）

通知預金、定期預金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型、愛称：スーパー定期） 自由金利型定期預金（大口定期）、変動金利型定期預金、 利息分割受取型自由金利型定期預金(M型、愛称：あんぱよう) 自由満期型定期預金	
1	引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
2	手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
3	預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます）の対象となっている場合に限り） ①公告の対象となる預金であるかの該当性 ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受ける住所地

4	預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（通帳に記載すべき取引が無い場合を除きます）
5	預金者等から残高の確認があったこと（ただし当行が預金者等から残高照会があったことを把握できる場合に限ります）
6	預金者等からの申し出にもとづく顧客情報の変更があったこと（ただし当行が把握できる場合に限ります）
7	同一口座内の他の預入れについて上記 1～6 に掲げるいずれかの事由が生じたこと

4. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

当行では、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、以下に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

1	当行が開示した異動事由に係る異動が最後にあった日
2	将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として、次項の 5. で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項の 5. で定める日
3	当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
4	当該預金が休眠預金等活用第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
5	法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、当該預金について支払が停止されたこと：当該支払停止が解除された日
6	この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となったこと：当該手続が終了した日
7	法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります：当該入出金がおこなわれないことが確定した日
8	中京総合口座規定にもとづく他の預金または同一通帳内の他の預入について、上記 1～7 に掲げる事由が生じたこと：他の預金に係る最終異動日等

5. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由、預金に係る債権の行使が期待される日

前記 4. の 2 に記載された将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、以下に記載される事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

1	預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
	初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた満期日
①	引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
2	預金者等から、当該預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
②	ア. 公告の対象となる預金であるかの該当性 イ. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受ける住所地

③	預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（ただし記帳すべき取引がない場合を除きます）
④	預金者等から残高の確認があったこと（ただし当行が預金者等から残高照会があったことを把握できる場合に限ります）
⑤	預金者等からの申し出にもとづく顧客情報の変更があったこと（ただし当行が把握できる場合に限ります）
⑥	中京総合口座規定にもとづく他の預金または同一通帳内の他の預入について異動事由が生じたこと
⑦	当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。